

役員退職手当規程 一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 第 1 条から第 3 条まで （略） <u>（退職手当の額の計算に係る特例）</u> 第 4 条 <u>当分の間、退職した役員に対する退職手当の額は、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 8 6． 3 5 を乗じて得た額とする。</u> <u>附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日規程第 1 0 号）</u> <u>（施行期日）</u> 第 1 条 <u>この改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 第 2 条 <u>役員退職手当規程（平成 1 5 年規程第 5 号）附則第 4 条の規定の適用については、同条中「1 0 0 分の 8 6． 3 5」とあるのは、平成 2 5 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間においては「1 0 0 分の 9 5． 4 5」と、同年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日までの間においては「1 0 0 分の 9 0． 9 0」とする。</u>	附 則 第 1 条から第 3 条まで （略）